

令和7年度版 廿日市市産後ケア事業（要申請）

申請が必要です。申請後の結果、該当すれば利用できます

申請方法：原則、地区担当保健師がご自宅に訪問して、産後の生活状況を聞き取りします。親子（母子）手帳を準備してください。※申請の結果、該当の可否については別途連絡します。

育児・母乳外来等利用事業

・助産師による母乳や心身のケア、育児相談などを行います



対象者

心身の不調等のある産婦

内容

助産師による母体ケア(母乳ケア、心身のケア、産後の生活アドバイス)、授乳指導、育児相談など

利用施設

医療機関、助産所等
(表面参照)

自己負担額

250円

利用回数・期限

1回 産後1年未満まで

子育て世帯等訪問支援事業

・育児や家事をサポートします



対象者

家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない産婦で、心身の不調や強い育児不安があり、育児や家事が困難になっている方

内容

- ①家事に関するサービス
- ②育児に関するサービス

利用できるサービス事業者

別紙参照

公費負担額 別紙参照

期限 妊婦または1歳未満の乳児等を養育している保護者

利用時間の上限

指定居宅サービス 18時間
住民参加型サービス 46時間
※利用時間について別紙参考

宿泊型・日帰り型ケアサービス

医療機関に宿泊または日中滞在し、産後の体力回復を図り、母子のケアや授乳指導・育児指導等を受けることができる事業です。



対象者

次のいずれかに該当する産婦

- ①体調不良や育児不安のある方
- ②家族などから支援が受けられない方
- ③産後の経過に応じた休養や栄養の管理など、日常生活面について保健指導が必要な方

内容

- ①母体ケア
- ②乳児ケア
- ③沐浴や授乳等の育児相談など

実施医療機関 別紙参照

利用内容および費用 別紙参照

利用日数

宿泊型・日帰り型ケアサービス
それぞれで7日間を上限とする

申請窓口

廿日市市 子育て応援室 「ネウボラはつかいち」	電話：(0829) 30-9188
佐伯支所「ネウボラさいき」	電話：(0829) 72-1124
吉和支所「ネウボラよしわ」	電話：(0829) 77-2113
大野支所「ネウボラおおの」	電話：(0829) 30-3309
宮島支所「ネウボラみやじま」	電話：(0829) 44-2001

【事業に関する問合せ先】

廿日市市子育て応援室 「ネウボラはつかいち」 山崎本社みんなのあいプラザ内
〒738-8512 廿日市市新宮1-13-1 電話：0829-30-9188